

# 付託事件等審査結果報告

令和 3 年 9 月 27 日

薩摩川内市議会生活福祉委員会  
委員長 帯田 裕 達

## 1 委員会の開催日

9 月 10 日、14 日（現地調査）、15 日（3 日間）

## 2 付託事件及び審査結果

- (1) 議案第 74 号 薩摩川内市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (2) 議案第 75 号 薩摩川内市国民健康保険診療施設条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (3) 議案第 76 号 財産の取得について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (4) 議案第 77 号 財産の取得について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

なお、審査の過程において、消防局の防火衣の更新については、近隣自治体の運用状況も参考にしながら、一定以上破損した場合には直ちに交換できる運用方法が取れるよう規則等を確認・整備されたい旨の意見が述べられた。

- (5) 議案第 87 号 令和 3 年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算  
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (6) 議案第 88 号 令和 3 年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (7) 議案第 89 号 令和 3 年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (8) 議案第 90 号 令和 3 年度薩摩川内市簡易水道事業会計補正予算

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (9) 議案第 91 号 令和 3 年度薩摩川内市下水道事業会計補正予算

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (10) 陳情第 4 号 藤川地区の風力発電施設建設計画についての陳情

本陳情については、9 月 10 日の委員会において、まず当局に、現時点での発電所に係る環境アセスメントの制度概要及び風力発電施設建設計画の位置等について説明を求めた。委員からは、風車の稼働に伴う騒音による住民への健康被害問題についての質疑があり、当局から、「騒音の予測は、風力発電の建設実施区域の近傍において 9 箇所を実施され、日常の音より風車から出る音の方が小さいため影響はほぼないと当該準備書には記載されている」

旨の答弁があった。

9月14日に実施した現地調査においては、風況観測塔の位置確認や藤川天神からの景観等を調査した。

9月15日の委員会においては、現地調査の結果を踏まえ、景観等の問題への具体的な対応策についての質疑があり、当局から「風力発電施設の塗装については、白又は薄い灰色を基調とした色を採用することが環境配慮項目として当該準備書に記載されている」旨の答弁があった。また、委員から、「近接するエリア内で似たような計画があると、環境に対する影響が相乗して出てくるのではないか」との質疑があり、当局から「事業者間で十分に協議・調整を行った上で、必要な場合は、適切に調査・予測及び評価を行うよう鹿児島県知事からの意見が示されている」旨の答弁があった。

その後、委員間の自由討議において、「一つ目の住民の健康被害問題については、事業者が、健康被害の声があった場合には、専門家等の意見を踏まえながら個別に対策を検討していきたいとあるが、建設後にどのような個別対応ができるのか不安がある。二つ目の景観問題については、現在、藤川天神は年間を通じて参拝客が増加してきていることから、臥龍梅が咲く時期だけではなく他の時期についても景観を調査し、再度検討する必要がある。三つ目のダンプカー等による騒音、振動及び粉塵問題については、建設計画に伴い発生する残土を搬送することになると、大型車の数が一日当たり956台分増加するとされており、事業者も環境や粉塵問題に影響が及ぶとの認識は持っているようである。以上のことから現実的には難しい事業なのではないかと考える」、「騒音被害の問題については、24時間、365日休むことなく騒音が続くとなると健康面での被害が生じないか疑問である。また、景観の問題については、住みやすく、環境が良いという理由で居住されている地元住民の立場に立って見た場合、いくら事業者から景観に影響はないと言われたとしても、それは理解できるものではないと考える。については、現在、既に風力発電所が立地している箇所の近隣住民に話を聞くなどし、もう少し審査をしていく必要がある」といった議論があった。

自由討議の後、再び質疑に入り、委員から、今後の風力発電の開発に伴う林道整備費用の負担についての質疑があった。当局からは、「環境アセスメントを行った中で必要となった対策については、全て事業者の負担になる」旨の答弁があった。

その後、本陳情の取扱いについて協議し、継続審査とすることは起立少数により否決されたことから討論に入った。

討論においては、「当該準備書への意見と事業者の見解を取りまとめた概要書の中で、寄せられた質問に対して、事業者は科学的な見地から回答するだけではなく、地域住民の生活や立地予定地の自然環境保護に対して注視する姿勢がうかがえるような見解が述べられていることが確認できた。現地視察の際、建設予定地に向かう道中において、舗装された道路が崩落している

現場や崖の崩落が懸念される場所も確認でき、復旧には安全上の懸念もあり、相当の期間と予算がかかることが想定される。また、現地調査で確認した藤川天神からの景観については、参道から神社に向けては目視できず、つんの銅像の目線の方向に風力発電のブレードが姿を現すものと考えられることから、藤川天神のブランドに傷をつけるようなことは考えにくい。騒音問題については、設置予定場所から当該集落まで約1キロメートル近く離れているとはいえ、風のコンディション等次第では騒音被害が考えられることから、事業者には十分な配慮をしていただきたい。については、今回当該地域に参入してくる巨大な資本を有する事業者を迎え入れることにより、「本市のインフラ整備や重要な施設の維持に利活用してもらいたい」という反対討論と、「今回の風力発電事業については、2事業者が競合していることから環境に及ぼす影響が2倍、3倍になりかねないという懸念がある。また、騒音問題については、24時間、365日続くことによって、住民がいかに苦痛を感じるかということは想像できることである。景観に関しては、愛するふるさとに大型風力発電施設が連立するということが住民の方々を深く傷つけることになる」、「インフラ整備をした後に、健康被害を訴える住民がいた場合、どのような対応がされるか心配である。また、住民も国内で稼働されていない規模のものが建設されることについて非常に心配されている。インフラ整備と簡単に言うが、道路の拡幅工事だけを考えても相当大きな事業になることが考えられる」という賛成討論がそれぞれ述べられ、採決の結果、起立少数により不採択とすべきものと決定した。

### 3 所管事務の調査結果

各課所の事務について所管事務調査を行った。調査の過程において、災害廃棄物の処分については、さきの浸水時のものについて、処分に苦慮している声があったことから、今後の被災時の対応を想定するためにも、自治会長や地区コミュニティ協議会を単位として、どういふものを処分したいか一度情報収集した上で、処分しやすい仕組みづくりを検討されたい旨の意見が述べられた。